### 令和3年度 事後検証費用 計算書

		山梨大学医学	<u> </u>	人心脏臭儿	, nitre	山梨県立	中央病院		
区 分	R1年度 検証件数	負担比率 計算(%)	負担比率 (%)a	負担額(円) (a×500,000)	R1年度 検証件数	負担比率 計算(%)	負担比率 (%)a	負担額(円) (a×500,000)	負担額合計
甲府地区消防本部	391	17.749	17%	85,000	234	10.622	11%	55,000	140,000
都留市消防本部	67	3.041	3%	15,000	86	3.904	4%	20,000	35,000
富士五湖消防本部	74	3.359	3%	15,000	179	8.125	8%	40,000	55,000
大月市消防本部	39	1.770	2%	10,000	101	4.585	5%	25,000	35,000
峡北消防本部	83	3.768	4%	20,000	218	9.896	10%	50,000	70,000
笛吹市消防本部	41	1.861	2%	10,000	135	6.128	6%	30,000	40,000
峡南消防本部	42	1.906	2%	10,000	140	6.355	6%	30,000	40,000
東山梨消防本部	44	1.997	2%	10,000	97	4.403	4%	20,000	30,000
上野原市消防本部	34	1.543	2%	10,000	31	1.407	1%	5,000	15,000
南アルプス市消防本部	0	0.000	0%	0	167	7.581	8%	40,000	40,000
슴 計	815		37%	185,000	1388		63%	315,000	500,000

検証件数合計 総 額 2,203 件 500,000 円

※ 事後検証費用負担額の算出方法

① 各消防本部の各医療機関への負担額の総額を50万円とする。

② 負担額は、前々年度の検証件数の実績に基づき算出する。

- ③ 負担比率は、検証件数の総数を分母とし、医療機関ごとの検証件数を分子として求められる百分率とする。
- ④ 負担比率は、それぞれ百分率で表示した場合の小数点第1位を四捨五入する。 合計が100%とならない場合は、負担率の最も大きい本部を調整し、合計を100パーセントとする。
- ⑤ 各消防本部の各医療機関への負担額は、総額(500,000円)に負担比率を乗じて得た額とする。

# 令和3年度救急救命士教育計画

## 令和3年度救急救命士病院実習予定者数

消防本部名		市士総数 非運用者数	再教育病院実習	就業前病院実習	硬性喉頭鏡気管挿管実習	ビデオ喉頭鏡気管挿管実習
甲府	52	11	52	3	1	0
都留	17	8	22	1	1	0
富士五湖	36	11	41	1	1	0
大月	17	3	17	2	1	0
峡北	36	5	38	2	2	0
笛吹	21	9	22	2	0	3
峡南	24	8	24	2	1	1
東山梨	25	8	28	3	1	0
上野原	19	3	19	2	1	0
南アルプス	25	2	25	2	1	6
合 計	272	68	288	20	10	10

# ① 令和3年度救急救命士再教育病院実習予定表

山梨県立中央病院で実施している救急救命士再教育のための病院実習の実施方法について次のとおりとする。

64時間(4日間 2当直 2日勤)

(理由)

- ・指導救命士の有資格者が増加したことにより、各本部において基礎的な研修が実施可能となった。
- ・医療機関でなければ実施できない教育を重点的に実施し、より効率的な再教育を実施できることとなった。

消防本部間で病院実習に参加する曜日の偏りが生じないよう、次のとおりA~Gまでのパターンで割り振る。 病院実習の日程調整が困難な場合には、消防本部間で調整されたい。

	日	月	火	水	木	金	土
A:月~木		当直	日勤	当直	日勤		
B:火~金			当直	日勤	当直	日勤	
C:水~土				当直	日勤	当直	日勤
D:木~日	日勤				当直	日勤	当直
E:金~月	当直	日勤				当直	日勤
F:土~火	日勤	当直	日勤				当直
G:日~水	当直	日勤	当直	日勤			

エルスタ臨床実習

R3年月日~月日 R4年月日~月日

期間 サイクル 消防本部 階級 氏名 4月A-1 1日(木) ~ 4日(日) 甲府1 4月B-1 2日(金) ~ 5日(月) 峡北1 4月C-1 3日(土) ~ 6日(火) 富士五湖1 4月D-1 4日(日) ~ 7日(水) 4月E-1 5日(月) ~ 8日(木) 峡南1 4月F-1 6日(火) ~ 9日(金) 東山梨1 7日(水)~10日(土) 4月G-1 上野原1 8日(木) ~ 11日(日) 4月A-2 都留1 4月B-2 9日(金)~12日(月) 4月C-2 10日(土) ~ 13日(火) 甲府2 4月D-2 11日(日) ~ 14日(水) 南アルプス1 4月E-2 12日(月) ~ 15日(木) 4月F-2 13日(火)~ 16日(金) 大月1 4月G-2 14日(水) ~ 17日(土) 峡南2 4月A-3 15日(木) ~ 18日(日) 峡北2 4月B-3 16日(金) ~ 19日(月) 甲府3 4月C-3 17日(土) ~ 20日(火) 笛吹1 4月D-3 18日(日) ~ 21日(水) 4月E-3 19日(月) ~ 22日(木) 4月F-3 20日(火) ~ 23日(金) 富士五湖2 4月G-3 21日(水) ~ 24日(土) 東山梨2 4月A-4 22日(木) ~ 25日(日) 峡北3 4月B-4 23日(金) ~ 26日(月) 甲府4 4月C-4 24日(土) ~ 27日(火) 笛吹2 4月D-4 25日(日) ~ 28日(水) 都留2 4月E-4 26日(月) ~ 29日(木) 上野原2 4月F-4 27日(火) ~ 30日(金) 4月G-4 28日(水) ~5月1日(土) 甲府5 4月A-5 | 29日(木) ~5月2日(日) | 富士五湖3 4月B-5 30日(金)~5月3日(月) 南アルプス2

5 月

サイクル	期間	消防本部	階級•氏名
5月C-1	1日(土) ~ 4日(火)	峡北4	
5月D-1	2日(日) ~ 5日(水)	峡南3	
5月E-1	3日(月) ~ 6日(木)	南アルプス3	
5月F-1	4日(火) ~ 7日(金)		
5月G-1	5日(水) ~ 8日(土)	甲府6	
5月A-2	6日(木) ~ 9日(日)	東山梨3	
5月B-2	7日(金) ~ 10日(月)	富士五湖4	
5月C-2	8日(土) ~ 11日(火)	大月2	
5月D-2	9日(日) ~ 12日(水)		
5月E-2	10日(月) ~ 13日(木)	峡北5	
5月F-2	11日(火) ~ 14日(金)	笛吹3	
5月G-2	12日(水) ~ 15日(土)	甲府7	
5月A-3	13日(木)~ 16日(日)	峡南4	
5月B-3	14日(金) ~ 17日(月)	都留3	
5月C-3	15日(土) ~ 18日(火)	上野原3	
5月D-3	16日(日) ~ 19日(水)		
5月E-3	17日(月) ~ 20日(木)	東山梨4	
5月F-3	18日(火) ~ 21日(金)	甲府8	
5月G-3	19日(水) ~ 22日(土)		
5月A-4	20日(木) ~ 23日(日)	富士五湖5	
5月B-4	21日(金) ~ 24日(月)	峡北6	
5月C-4	22日(土) ~ 25日(火)	南アルプス4	
5月D-4	23日(日) ~ 26日(水)		
5月E-4	24日(月) ~ 27日(木)	峡南5	
5月F-4	25日(火) ~ 28日(金)	甲府9	
5月G-4	26日(水) ~ 29日(土)	笛吹4	
5月A-5	27日(木) ~ 30日(日)	富士五湖6	
5月B-5	28日(金) ~31日(月)	峡北7	
5月C-5	29日(土) ~6月1日(火)		
5月D-5	30日(日) ~6月2日(水)	東山梨5	
5月E-5	31日(月) ~6月3日(木)	甲府10	

サイクル	期間	消防本部	階級-氏名
6月F-1	1日(火) ~ 4日(金)		
6月G-1	2日(水) ~ 5日(土)	峡南6	
6月A-2	3日(木) ~ 6日(日)	上野原4	
6月B-2	4日(金) ~ 7日(月)	都留4	
6月C-2	5日(土) ~ 8日(火)		
6月D-2	6日(日) ~ 9日(水)	大月3	
6月E-2	7日(月) ~ 10日(木)	富士五湖7	
6月F-2	8日(火) ~ 11日(金)	甲府11	
6月G-2	9日(水) ~ 12日(土)	峡北8	
6月A-3	10日(木) ~ 13日(日)	南アルプス5	
6月B-3	11日(金) ~ 14日(月)	笛吹5	
6月C-3	12日(土) ~ 15日(火)	東山梨6	
6月D-3	13日(日)~ 16日(水)		
6月E-3	14日(月) ~ 17日(木)	甲府12	
6月F-3	15日(火) ~ 18日(金)	峡南7	
6月G-3	16日(水) ~ 19日(土)	峡北9	
6月A-4	17日(木) ~ 20日(日)		
6月B-4	18日(金) ~ 21日(月)	富士五湖8	
6月C-4	19日(土) ~ 22日(火)	甲府13	
6月D-4	20日(日) ~ 23日(水)		
6月E-4	21日(月) ~ 24日(木)	南アルプス6	
6月F-4	22日(火) ~ 25日(金)	上野原5	
6月G-4	23日(水) ~ 26日(土)	都留5	
6月A-5	24日(木) ~ 27日(日)	笛吹6	
6月B-5	25日(金) ~ 28日(月)	東山梨7	
6月C-5	26日(土) ~ 29日(火)	峡北10	
6月D-5	27日(日) ~ 30日(水)	甲府14	
6月E-5	28日(月) ~ 7月1日(木)		
6月F-5	29日(火) ~7月2日(金)	富士五湖9	
6月G-5	30日(水) ~7月3日(土)	峡南8	

<b>サイクル</b>	期間	消防本部	階級・氏名
7月A-1	1日(木) ~ 4日(日)	大月4	
7月B-1	2日(金) ~ 5日(月)	甲府15	
7月C-1	3日(土) ~ 6日(火)	1 //3 1 0	
7月D-1	4日(日) ~ 7日(水)	都留6	
7月E-1	5日(月) ~ 8日(木)	峡北11	
7月F-1	6日(火) ~ 9日(金)	富士五湖10	
7月G-1	7日(水) ~ 10日(土)	上野原6	
7月A-2	8日(木) ~ 11日(日)	東山梨8	
7月B-2	9日(金) ~ 12日(月)		
7月C-2	10日(土) ~ 13日(火)	笛吹7	
7月D-2	11日(日) ~ 14日(水)	甲府16	
7月E-2	12日(月) ~ 15日(木)	南アルプス7	
7月F-2	13日(火)~ 16日(金)	峡北12	
7月G-2	14日(水) ~ 17日(土)		
7月A-3	15日(木) ~ 18日(日)	富士五湖11	
7月B-3	16日(金) ~ 19日(月)	峡南9	
7月C-3	17日(土) ~ 20日(火)	甲府17	
7月D-3	18日(日) ~ 21日(水)		
7月E-3	19日(月) ~ 22日(木)	都留7	
7月F-3	20日(火) ~ 23日(金)	南アルプス8	
7月G-3	21日(水) ~ 24日(土)	笛吹8	
7月A一4	22日(木) ~ 25日(日)		
7月B-4	23日(金) ~ 26日(月)	東山梨9	
7月C-4	24日(土) ~ 27日(火)	甲府18	
7月D-4	25日(日) ~ 28日(水)	峡北13	
7月E-4	26日(月) ~ 29日(木)	富士五湖12	
7月F-4	27日(火) ~ 30日(金)		
7月G-4	28日(水) ~ 31日(土)	大月5	
7月A一5	29日(木)~8月1日(日)	峡南10	
7月B-5	30日(金)~8月2日(月)	上野原7	
7月C-5	31日(土)~8月3日(火)	甲府19	

8 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
8月D-1	1日(日) ~ 4日(水)		
8月E-1	2日(月) ~ 5日(木)	南アルプス9	
8月F-1	3日(火) ~ 6日(金)	都留8	
8月G-1	4日(水) ~ 7日(土)	富士五湖13	
8月A-2	5日(木) ~ 8日(日)	峡北14	
8月B-2	6日(金) ~ 9日(月)		
8月C-2	7日(土) ~ 10日(火)	東山梨10	
8月D-2	8日(日) ~ 11日(水)	笛吹9	
8月E-2	9日(月) ~ 12日(木)	甲府20	
8月F-2	10日(火) ~ 13日(金)	大月6	
8月G-2	11日(水) ~ 14日(土)	富士五湖14	
8月A-3	12日(木) ~ 15日(日)		
8月B-3	13日(金)~ 16日(月)	峡南11	
8月C-3	14日(土) ~ 17日(火)	甲府21	
8月D-3	15日(日) ~ 18日(水)	峡北15	
8月E-3	16日(月) ~ 19日(木)	都留9	
8月F-3	17日(火) ~ 20日(金)	南アルプス10	
8月G-3	18日(水) ~ 21日(土)	東山梨11	
8月A-4	19日(木) ~ 22日(日)		
8月B-4	20日(金) ~ 23日(月)	上野原市8	
8月C-4	21日(土) ~ 24日(火)		
8月D-4	22日(日) ~ 25日(水)	富士五湖15	
8月E-4	23日(月) ~ 26日(木)	甲府22	
8月F-4	24日(火) ~ 27日(金)	峡南12	
8月G-4	25日(水) ~ 28日(土)	笛吹10	
8月A-5	26日(木) ~ 29日(日)	峡北16	
8月B-5	27日(金) ~ 30日(月)		
8月C-5	28日(土) ~ 31日(火)	甲府23	
8月D-5	29日(日)~9月1日(水)	東山梨12	
8月E-5	30日(月)~9月2日(木)	南アルプス11	
8月F-5	31日(火)~9月3日(金)		

サイクル	期間	消防本部	階級∙氏名
9月G-1	1日(水) ~ 4日(土)	富士五湖16	
9月A-2	2日(木) ~ 5日(日)	大月7	
9月B-2	3日(金) ~ 6日(月)	都留10	
9月C-2	4日(土) ~ 7日(火)	峡北17	
9月D-2	5日(日) ~ 8日(水)		
9月E-2	6日(月) ~ 9日(木)	甲府24	
9月F-2	7日(火) ~ 10日(金)		
9月G-2	8日(水) ~ 11日(土)	笛吹11	
9月A一3	9日(木) ~ 12日(日)	峡北18	
9月B-3	10日(金) ~ 13日(月)	富士五湖17	
9月C-3	11日(土) ~ 14日(火)	峡南13	
9月D-3	12日(日) ~ 15日(水)	甲府25	
9月E-3	13日(月)~ 16日(木)	東山梨13	
9月F-3	14日(火) ~ 17日(金)	上野原9	
9月G-3	15日(水) ~ 18日(土)	甲府26	
9月A-4	16日(木) ~ 19日(日)		
9月B-4	17日(金) ~ 20日(月)	南アルプス12	
9月C-4	18日(土) ~ 21日(火)	峡北19	
9月D-4	19日(日) ~ 22日(水)	富士五湖18	
9月E-4	20日(月) ~ 23日(木)	都留11	
9月F-4	21日(火) ~ 24日(金)	大月8	
9月G-4	22日(水) ~ 25日(土)		
9月A-5	23日(木) ~ 26日(日)	上野原10	
9月B-5	24日(金) ~ 27日(月)	富士五湖19	
9月C-5	25日(土) ~ 28日(火)	甲府27	
9月D-5	26日(日) ~ 29日(水)	東山梨14	
9月E-5	27日(月) ~ 30日(木)		
9月F-5	28日(火)~10月1日(金)	峡南14	
9月G-5	29日(水) ~10月2日(土)	笛吹12	
9月A-6	30日(木) ~10月3日(日)		

サイクル	期間	消防本部	階級∙氏名
10月B-1	1日(金) ~ 4日(月)	南アルプス13	
10月C-1	2日(土) ~ 5日(火)	富士五湖20	
10月D-1	3日(日) ~ 6日(水)	峡北20	
10月E-1	4日(月) ~ 7日(木)	甲府28	
10月F-1	5日(火) ~ 8日(金)		
10月G-1	6日(水) ~ 9日(土)	都留12	
10月A-2	7日(木) ~ 10日(日)	東山梨15	
10月B-2	8日(金) ~ 11日(月)		
10月C-2	9日(土) ~ 12日(火)	甲府29	
10月D-2	10日(日) ~ 13日(水)	大月9	
10月E-2	11日(月) ~ 14日(木)	富士五湖21	
10月F-2	12日(火) ~ 15日(金)	峡北21	
10月G-2	13日(水)~ 16日(土)		
10月A一3	14日(木) ~ 17日(日)	笛吹13	
10月B-3	15日(金) ~ 18日(月)	峡南15	
10月C-3	16日(土) ~ 19日(火)	南アルプス14	
10月D-3	17日(日) ~ 20日(水)	上野原11	
10月E-3	18日(月) ~ 21日(木)	甲府30	
10月F-3	19日(火) ~ 22日(金)	富士五湖22	
10月G-3	20日(水) ~ 23日(土)		
10月A-4	21日(木) ~ 24日(日)	都留13	
10月B-4	22日(金) ~ 25日(月)	東山梨16	
10月C-4	23日(土) ~ 26日(火)	峡北22	
10月D-4	24日(日) ~ 27日(水)	甲府31	
10月E-4	25日(月) ~ 28日(木)		
10月F-4	26日(火) ~ 29日(金)	富士五湖23	
10月G-4	27日(水) ~ 30日(土)	大月10	
10月A-5	28日(木) ~31日(日)	南アルプス15	
10月B-5	29日(金)~11月1日(月)	笛吹14	
10月C-5	30日(土) ~11月2日(火)		
10月D-5	31日(日)~11月3日(水)	甲府32	

11 月

サイクル	期間	消防本部	階級-氏名
11月E-1	1日(月) ~ 4日(木)	峡南16	
11月F-1	2日(火) ~ 5日(金)	東山梨17	
11月G-1	3日(水) ~ 6日(土)	富士五湖24	
11月A-2	4日(木) ~ 7日(日)		
11月B-2	5日(金) ~ 8日(月)	峡北23	
11月C-2	6日(土) ~ 9日(火)	南アルプス16	
11月D-2	7日(日) ~ 10日(水)	都留14	
11月E-2	8日(月) ~ 11日(木)	甲府33	
11月F-2	9日(火) ~ 12日(金)		
11月G-2	10日(水) ~ 13日(土)	富士五湖25	
11月A-3	11日(木) ~ 14日(日)	笛吹15	
11月B-3	12日(金) ~ 15日(月)	峡北24	
11月C-3	13日(土)~ 16日(火)	大月11	
11月D-3	14日(日) ~ 17日(水)	峡北25	
11月E-3	15日(月) ~ 18日(木)	甲府34	
11月F-3	16日(火) ~ 19日(金)	上野原12	
11月G-3	17日(水) ~ 20日(土)		
11月A-4	18日(木) ~ 21日(日)	南アルプス17	
11月B-4	19日(金) ~ 22日(月)		
11月C-4	20日(土) ~ 23日(火)	富士五湖26	
11月D-4	21日(日) ~ 24日(水)	東山梨18	
11月E-4	22日(月) ~ 25日(木)	甲府35	
11月F-4	23日(火) ~ 26日(金)		
11月G-4	24日(水) ~ 27日(土)	都留15	
11月A-5	25日(木) ~ 28日(日)	甲府36	
11月B-5	26日(金) ~ 29日(月)	峡南17	
11月0-5	27日(土) ~ 30日(火)	富士五湖27	
11月D-5	28日(日)~12月1日(水)		
11月E-5	29日(月)~12月2日(木)	上野原13	
11月F-5	30日(火) ~12月3日(金)	笛吹16	

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
12月G-1	1日(水) ~ 4日(土)	峡北26	
12月A-2	2日(木) ~ 5日(日)	東山梨19	
12月B-2	3日(金) ~ 6日(月)	富士五湖28	
12月C-2	4日(土) ~ 7日(火)	峡南18	
12月D-2	5日(日) ~ 8日(水)	南アルプス18	
12月E-2	6日(月) ~ 9日(木)		
12月F-2	7日(火) ~ 10日(金)	甲府37	
12月G-2	8日(水) ~ 11日(土)	大月12	
12月A-3	9日(木) ~ 12日(日)	都留16	
12月B-3	10日(金) ~ 13日(月)	峡北27	
12月C-3	11日(土) ~ 14日(火)	富士五湖29	
12月D-3	12日(日) ~ 15日(水)		
12月E-3	13日(月)~ 16日(木)	甲府38	
12月F-3	14日(火) ~ 17日(金)	上野原14	
12月G-3	15日(水) ~ 18日(土)	東山梨20	
12月A-4	16日(木) ~ 19日(日)		
12月B-4	17日(金) ~ 20日(月)	笛吹17	
12月C-4	18日(土) ~ 21日(火)		
12月D-4	19日(日) ~ 22日(水)	峡南19	
12月E-4	20日(月) ~ 23日(木)	甲府39	
12月F-4	21日(火) ~ 24日(金)	峡北28	
12月G-4	22日(水) ~ 25日(土)	富士五湖30	
12月A-5	23日(木) ~ 26日(日)	南アルプス19	
12月B-5	24日(金) ~ 27日(月)	都留17	
12月C-5	25日(土) ~ 28日(火)		
12月D-5	26日(日) ~ 29日(水)	甲府40	
12月E-5	27日(月) ~ 30日(木)	東山梨21	
12月F-5	28日(火) ~ 31日(金)	峡北29	
12月G-5	29日(水)~1月1日(土)	大月13	
12月A-6	30日(木)~1月2日(日)	富士五湖31	
12月B-6	31日(金)~1月3日(月)		

期間 サイクル 消防本部 階級 氏名 1月C-1 1日(土) ~ 4日(火) 笛吹18 1月D-1 2日(日) ~ 5日(水) 甲府41 1月E-1 3日(月) ~ 6日(木) 峡南20 4日(火) ~ 7日(金) 1月F-1 5日(水) ~ 8日(土) 1月G-1 南アルプス20 6日(木) ~ 9日(日) 1月A-2 上野原15 7日(金) ~ 10日(月) 富士五湖32 1月B-2 8日(土) ~ 11日(火) 1月C-2 9日(日)~12日(水) 1月D-2 甲府42 1月E-2 10日(月) ~ 13日(木) 峡北30 1月F-2 11日(火) ~ 14日(金) 都留18 1月G-2 12日(水)~15日(土) 東山梨22 1月A-3 | 13日(木)~ 16日(日) 1月B-3 | 14日(金) ~ 17日(月) | 富士五湖33 | 1月C-3 15日(土) ~ 18日(火) 甲府43 1月D-3 16日(日) ~ 19日(水) 峡南21 1月E-3 17日(月) ~ 20日(木) 1月F-3 18日(火) ~ 21日(金) 南アルプス21 1月G-3 19日(水) ~ 22日(土) 峡北31 1月A-4 20日(木) ~ 23日(日) 笛吹19 1月B-4 21日(金) ~ 24日(月) 大月14 1月C-4 22日(土) ~ 25日(火) 甲府44 1月D-4 23日(日) ~ 26日(水) 1月E-4 24日(月) ~ 27日(木) 東山梨23 1月F-4 25日(火) ~ 28日(金) 富士五湖34 1月G-4 26日(水) ~ 29日(土) 都留19 1月A-5 27日(木) ~ 30日(日) 上野原16 1月B-5 28日(金) ~31日(月) 1月C-5 29日(土)~2月1日(火) 峡北32 1月D-5 30日(日) ~2月2日(水) 甲府45 1月E-5 31日(月)~2月3日(木)

2 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
2月F-1	1日(火) ~ 4日(金)	南アルプス22	
2月G-1	2日(水) ~ 5日(土)		
2月A-2	3日(木) ~ 6日(日)	富士五湖35	
2月B-2	4日(金) ~ 7日(月)	東山梨24	
2月C-2	5日(土) ~ 8日(火)	峡南22	
2月D-2	6日(日) ~ 9日(水)	甲府46	
2月E-2	7日(月) ~ 10日(木)	峡北33	
2月F-2	8日(火) ~ 11日(金)	笛吹20	
2月G-2	9日(水) ~ 12日(土)		
2月A-3	10日(木) ~ 13日(日)	富士五湖36	
2月B-3	11日(金) ~ 14日(月)	大月15	
2月C-3	12日(土) ~ 15日(火)	都留20	
2月D-3	13日(日)~ 16日(水)	甲府47	
2月E-3	14日(月) ~ 17日(木)	峡北34	
2月F-3	15日(火) ~ 18日(金)		
2月G-3	16日(水) ~ 19日(土)	上野原17	
2月A-4	17日(木) ~ 20日(日)	東山梨25	
2月B-4	18日(金) ~ 21日(月)		
2月C-4	19日(土) ~ 22日(火)	富士五湖37	
2月D-4	20日(日) ~ 23日(水)	南アルプス23	
2月E-4	21日(月) ~ 24日(木)	甲府48	
2月F-4	22日(火) ~ 25日(金)	峡南23	
2月G-4	23日(水) ~ 26日(土)		
2月A-5	24日(木) ~ 27日(日)	大月16	
2月B-5	25日(金) ~ 28日(月)	峡北35	
2月C-5	26日(土) ~ 3月1日(火)		
2月D-5	27日(日) ~ 3月2日(水)	甲府49	
2月E-5	28日(月) ~ 3月3日(木)	富士五湖38	

サイクル	期間	消防本部	階級•氏名
3月F-1	1日(火) ~ 4日(金)		
3月G-1	2日(水) ~ 5日(土)	東山梨26	
3月A-2	3日(木) ~ 6日(日)	都留21	
3月B-2	4日(金) ~ 7日(月)	南アルプス24	
3月C-2	5日(土) ~ 8日(火)		
3月D-2	6日(日) ~ 9日(水)	甲府50	
3月E-2	7日(月) ~ 10日(木)	富士五湖39	
3月F-2	8日(火) ~ 11日(金)	峡北36	
3月G-2	9日(水) ~ 12日(土)	笛吹21	
3月A-3	10日(木) ~ 13日(日)	上野原18	
3月B-3	11日(金) ~ 14日(月)	峡南24	
3月C-3	12日(土) ~ 15日(火)		
3月D-3	13日(日)~ 16日(水)	東山梨27	
3月E-3	14日(月) ~ 17日(木)	甲府51	
3月F-3	15日(火) ~ 18日(金)	富士五湖40	
3月G-3	16日(水) ~ 19日(土)	峡北37	
3月A-4	17日(木) ~ 20日(日)		
3月B-4	18日(金) ~ 21日(月)	都留22	
3月C-4	19日(土) ~ 22日(火)	南アルプス25	
3月D-4	20日(日) ~ 23日(水)		
3月E-4	21日(月) ~ 24日(木)	大月17	
3月F-4	22日(火) ~ 25日(金)	笛吹22	
3月G-4	23日(水) ~ 26日(土)	甲府52	
3月A-5	24日(木) ~ 27日(日)	富士五湖41	
3月B-5	25日(金) ~ 28日(月)	上野原19	
3月C-5	26日(土) ~ 29日(火)	東山梨28	
3月D-5	27日(日) ~ 30日(水)	峡北38	
3月E-5	28日(月) ~ 31日(木)		

# ② 令和3年度 救急救命士就業前病院実習予定表

	(R2年度) 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R4年度) 4月	(R4年度) 5月
甲府地区															
	2月から(F	R2年度)													
都留															
富士五湖	<mark>2月から(F</mark>	R2年度)													
大月															
峡北															
笛吹市															
ш- <b>Х</b> -П															
峡南															
東山梨															
上野原市	3 ⊟	から(R2年	(唐)												
<b>キ</b> フェディ															
南アルプス		5	5 5	5 5	5										

甲府地区消防本部	実習	3名	3月試験	1名	笛吹消防本部	実習	2名	3月試験	1名
都留市消防本部	実習	1名	3月試験	0名	峡南消防本部	実習	2名	3月試験	1名
富士五湖消防本部	実習	1名	3月試験	1名	東山梨消防本部	実習	3名	3月試験	2名
大月消防本部	実習	2名	3月試験	2名	上野原市消防本部	実習	2名	3月試験	2名
峡北消防本部	実習	2名	3月試験	2名	南アルプス市消防本部	実習	2名	3月試験	2名
					消防本部 合計	実習	20名	3月試験	14名

※実習期間の色の内訳

:ドクターカー運転可能

:ドクターカー運転不可能

# ③-1 山梨大学医学部附属病院気管挿管病院実習日程表

山梨大学医学部附属病院

開始日程(予定)	消 防 本 部 名	実習区分	備考
令和3年4月~	前年度実習予定者		
令和3年5月~	前年度実習予定者		
令和3年6月~	前年度実習予定者		
令和3年7月~	東山梨消防本部	硬性喉頭鏡	
令和3年8月~	上野原市消防本部	硬性喉頭鏡	
令和3年9月~	南アルプス市消防本部	ビデオ硬性挿管 用喉頭鏡 (6名)	
令和3年10月~	都留市消防本部	硬性喉頭鏡	
令和3年11月~	富士五湖消防本部	硬性喉頭鏡	
令和3年12月~	大月市消防本部	硬性喉頭鏡	
令和4年1月~	峡北消防本部	硬性喉頭鏡	
令和4年2月~	笛吹市消防本部	ビデオ硬性挿管 用喉頭鏡 (3名)	
令和4年3月~	峡南消防本部	硬性喉頭鏡	
令和3年度予備1	富士五湖消防本部	硬性喉頭鏡	欠員補充リスト1
令和3年度予備2	甲府地区消防本部	硬性喉頭鏡	欠員補充リスト2
令和3年度予備3	都留市消防本部	硬性喉頭鏡	欠員補充リスト3

#### 〔留意事項〕

- 1. 開始日程は、現状での予定であり、変更を伴います。
- 2. 割振られた日程で実習生を派遣できない場合には、次月予定本部が実施する。(交換は不可)
- 3. 原則として、開始日の2週間前(遅くとも10日前)までに、申請書類を提出してください。
- 4. 身分証明書用写真は、データで送付いただくか、開始日の1週間前までに撮影に来ていただきます。 撮影日時は別途連絡します。(本院でデータが残っている場合はそのデータを使用します)

### ③-2 山梨大学医学部附属病院気管挿管実習推薦書類について

	3月	3月 4月		5月			6月			7月			8月			9月				
	上旬 中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
A消防本部	書類提出					病	院実	習												
B消防本部	実習生法	快定	書類	提出					病	<mark>院実</mark>	習									
C消防本部			実習	<b>冒生決</b>	定	書類	提出					病	院実習	달 -						
																ı				
D消防本部					·	実習	生決	定	書類	提出					病	院実	图			

病院実習の手続を円滑に進めるため上記に基づき推薦書類の準備をお願いします。

病院実習を行っている消防本部が交代した時点で消防保安課から10消防本部へ連絡します。

<sup>※</sup>上記の例では5月1日に「A消防本部が病院実習を開始しました。C消防本部は5/20までに書類提出 D消防本部は実習生の選定を行ってください。」

# ③-3 令和3年度山梨大学医学部附属病院気管挿管 実習欠員補充リスト

毎年度、各消防本部の日程が終了した際に、補充に入る消防本部の順序とする。 前年度中に、各消防本部の充足率(実働隊員)を求め、次年度の優先順位を決定する。

	消防本部名	救急救命士 実働隊員数	気管挿管認定 救命士数 (実働隊員)	気管挿管充足率 (実働隊員)	備考
1	富士五湖消防本部	36人	14人	39%	
2	甲府地区消防本部	49人	20人	41%	(40.8%) 建制順
3	都留市消防本部	17人	7人	41%	(41.1%) 建制順
4	峡北消防本部	36人	15人	42%	
5	峡南消防本部	24人	11人	46%	
6	東山梨消防本部	25人	12人	48%	
7	大月市消防本部	17人	10人	59%	(58.8%) 建制順
8	上野原市消防本部	17人	10人	59%	(58.8%) 建制順
9	南アルプス市消防本部	25人	20人	80%	
10	笛吹市消防本部	20人	18人	90%	

# ③-4 山梨大学医学部附属病院以外での気管挿管病院実習

### 1 山梨県立中央病院

消防本部名	備  考
甲府地区消防本部	1名

## 2 市立甲府病院

消防本部名	備考
	実習予定なし

### 3 上野原市立病院

消防本部名	備  考
	実習予定なし

### メディカルオフィサー病院実習要領

#### 1 目 的

メディカルオフィサーは、医療機関と消防機関との連携強化を担い、救急救命士を含む救急隊員等に対する救急活動を医学的観点から検証する事後検証体制の構築及び救急救命士の再教育指導による教育体制の充実を図り、あわせてメディカルコントロール体制の質の向上に努めることを目的とする。

#### 2 実習医療機関

病院実習を行う医療機関は、山梨県立中央病院高度救命救急センターとする。

3 実習期間及び受入実習生数

実習期間は3ヶ月間、受入実習生数は1名とする。

#### 4 資格

救急救命士の資格を有し、各消防本部が推薦した職員とする。

(JPTECインストラクターの資格を有する救急救命士が望ましい。)

#### 5 病院実習の内容

- (1) 救急活動事後検証票の精査及び事務処理
- (2) 検証医師による医学的観点からの事後検証業務補佐
- (3) メディカルコントロール検証業務補佐
- (4) 救急救命士の再教育病院実習時における再教育指導
- (5) 救急救命士の就業前教育指導
- (6) JPTECプロバイダー更新コース開催事務の補佐
- (7) その他

#### 6 病院実習の免除

メディカルオフィサーとして就任した救急救命士は、当該年度の再教育病院実習を免除 することができる。

#### 7 施行日

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

#### 救急活動事後検証体制実施要領

#### 1 目 的

この要領は、山梨大学医学部附属病院又は山梨県立中央病院の医師及び消防本部等が救急活動の事後検証及びメディカルコントロール検証を実施するために必要な事項を定めるものとする。

#### 2 事後検証の対象事例

- (1) 心臓機能もしくは呼吸機能停止状態の傷病者を医療機関等へ搬送した事例
- (2) 心肺機能停止前の重度傷病者に静脈路確保及び輸液を試み、医療機関等へ搬送した事例
- (3) 低血糖発作の傷病者へブドウ糖溶液の投与を試み、医療機関等へ搬送した事例
- (4) 病院搬送後の診断名が低血糖であった場合で血糖測定を行わなければならなかった事例
- (5) 外傷傷病者(ロードアンドゴー対象又は搬送後、専門治療を有する転院搬送となった事案《転院元へ搬送した隊も含む》)を医療機関等へ搬送した事例
- (6) ドクターヘリまたはドクターカーを要請し、医師を災害現場等へ派遣した事例
- (7) アナフィラキシー疑いの傷病者へ、傷病者に処方されている自己注射が可能なアドレナリン製剤(エピペン)の注射を試み、医療機関へ搬送した事例
- (8) 消防本部が事後検証を希望する事例
- (9) 初診医師において事後検証が必要であると判断した事例
- (10) その他、検証が必要と判断される事例
- 3 事後検証及びメディカルコントロール検証の実施方法
  - (1) 事後検証様式

事後検証の様式にあっては、山梨県メディカルコントロール協議会で定めた様式を 使用することとする。

(2) 消防本部における事後検証

消防本部においては、検証医師による医学的観点からの検証を受ける前に、隊活動に関する事項及び医学的判断・処置等に関する事項について、事後検証を実施する。

- ① 隊活動に関する検証事項
  - 活動の協調性、迅速性
  - ・他隊との連携
  - ・医療機関の選定が適切であったか
  - ・ 口頭指導は適切であったか 等
- ② 医学的判断・処置等に関する検証事項

- ・救急活動において行った観察、判断、応急処置等は適切であったか
- ・特定行為については実施に至るまでの判断や実施行為内容等が適切であったか
- ・ 医療機関の選定が適切であったか
- ・指示の要請、指導・助言の要請が適切であったか
- ・指示、指導・助言に基づく対応は適切であったか等

#### (3) 検証医師による医学的観点からの事後検証

検証医師は、山梨大学医学部附属病院又は山梨県立中央病院の救急科専門医とし、 上記(2)の②の医学的判断・処置等に関する事項について、事後検証を実施する。

(4) 山梨県メディカルコントロール協議会活動基準部会における検証

山梨県メディカルコントロール協議会活動基準部会(以下「活動基準部会」という。)は、(3)の検証の結果を踏まえ、特殊な事例又は特別な事由がある場合、若しくは消防本部から依頼があった場合はメディカルコントロール検証を実施する。

- (5) 事後検証及びメディカルコントロール検証の手順
  - ① 救急隊は、事後検証の対象事例について、検証票作成する。
  - ② 消防本部の事後検証実施者は、救急隊が作成した検証票により、事後検証を実施する。
  - ③ 消防本部は、事後検証の結果を記載した検証票を、出場月の翌月末日までに事務局(メディカルオフィサー)へ送付する。
  - ④ 検証医師が検証した検証票は、事務局(メディカルオフィサー)を通じて消防本部へ返送する。
  - ⑤ 消防本部においては、当該救急活動を行った救急隊員に対し、検証医師の検証 結果を伝達する(必要に応じ消防本部内全体検証を実施する。)。
  - ⑥ 特殊な事例又は特別な事由がある場合、事務局(メディカルオフィサー)及び 各消防本部はメディカルコントロール協議会にメディカルコントロール検証の 依頼をする。
  - ⑦ 活動基準部会は、⑥で依頼された事案について、メディカルコントロール検証 を実施し、各消防本部委員により各消防本部職員へ周知する。
  - ⑧ メディカルコントロール検証に伴う事案は、隊の特定が出来ないように実施する。

#### 4 事後検証担当者

消防本部においては、事後検証に際し、初診医師への照会あるいは検証医師からの連絡事項などに対応するため、事後検証のための担当者を定めるものとする。

#### 5 その他留意事項

この要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、速やかに相互に連絡を 行い協議するものとする。

#### 6 施行日

- この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。
- この要領は、平成16年 5月28日から施行する。
- この要領は、平成19年10月 1日から施行する。
- この要領は、平成26年 9月11日から施行する。
- この要領は、平成27年 3月12日から施行する。
- この要領は、平成27年10月 1日から施行する。
- この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この要領は、令和 2年 3月 1日から施行する。
- この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

### 救急活動事後検証体制実施要領新旧対照表

(新)

#### 救急活動事後検証体制実施要領

#### 1 目 的

この要領は、山梨大学医学部附属病院又は山梨県立中央病院の医師及び消防本部等が救急活動の事後検証及びメディカルコントロール検証を実施するために必要な事項を定めるものとする。

#### 2 事後検証の対象事例

- (1) 心臓機能もしくは呼吸機能停止状態の傷病者を医療機関等 へ搬送した事例
- (2) 心肺機能停止前の重度傷病者に静脈路確保及び輸液を試み、医療機関等へ搬送した事例
- (3) 低血糖発作の傷病者ヘブドウ糖溶液の投与を試み、医療機関等へ搬送した事例
- (4) 病院搬送後の診断名が低血糖であった場合で血糖測定を行わなければならなかった事例
- (5) 外傷傷病者 (ロードアンドゴー対象又は搬送後、専門治療 を有する転院搬送となった事案 《転院元へ搬送した隊も含む》) を医療機関等へ搬送した事例
- (6) ドクターヘリまたはドクターカーを要請し、医師を災害現場等へ派遣した事例

## 1 目 的

この要領は、山梨大学医学部附属病院又は山梨県立中央病院の医師及び消防本部等が救急活動の事後検証及びメディカルコントロール検証を実施するために必要な事項を定めるものとする。

救急活動事後檢証体制実施要領

#### 2 事後検証の対象事例

- (1) 心臓機能もしくは呼吸機能停止状態の傷病者を医療機関 等へ搬送した事例
- (2) 心肺機能停止前の重度傷病者に静脈路確保及び輸液を試み、医療機関等へ搬送した事例
- (3) 低血糖発作の傷病者ヘブドウ糖溶液の投与を試み、医療機関等へ搬送した事例
- (4) 病院搬送後の診断名が低血糖であった場合で血糖測定を行わなければならなかった事例
- (5) 外傷傷病者 (ロードアンドゴー対象 <del>《高リスク受傷機転の場合はロードアンドゴー不適応のものを含む》</del>又は搬送後、専門治療を有する転院搬送となった事案 《転院元へ搬送した隊も含む》) を医療機関等へ搬送した事例
- (6) ドクターヘリまたはドクターカーを要請し、医師を災害現

- (7) アナフィラキシー疑いの傷病者へ、傷病者に処方されている自己注射が可能なアドレナリン製剤(エピペン)の注射を試み、医療機関へ搬送した事例
- (8) 消防本部が事後検証を希望する事例
- (9) 初診医師において事後検証が必要であると判断した事例
- (10) その他、検証が必要と判断される事例

#### (以下省略)

#### 6 施行日

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。 この要領は、平成16年 5月28日から施行する。 この要領は、平成19年10月 1日から施行する。 この要領は、平成26年 9月11日から施行する。 この要領は、平成27年 3月12日から施行する。 この要領は、平成27年10月 1日から施行する。 この要領は、平成27年10月 1日から施行する。 この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。 この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

#### 場等へ派遣した事例

- (7) アナフィラキシー疑いの傷病者へ、傷病者に処方されている自己注射が可能なアドレナリン製剤(エピペン)の注射を試み、医療機関へ搬送した事例
- (8) 消防本部が事後検証を希望する事例
- (9) 初診医師において事後検証が必要であると判断した事例
- (10) その他、検証が必要と判断される事例

#### (以下省略)

#### 6 施行日

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。 この要領は、平成16年 5月28日から施行する。 この要領は、平成19年10月 1日から施行する。 この要領は、平成26年 9月11日から施行する。 この要領は、平成27年 3月12日から施行する。 この要領は、平成27年10月 1日から施行する。 この要領は、平成27年10月 1日から施行する。 この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。 この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。